



**来年の増税で税理士法人  
料金30万円前後主流**

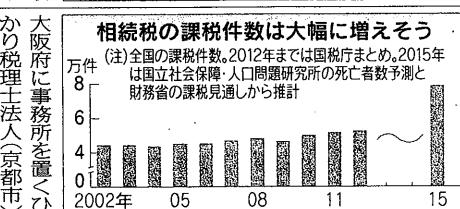
▼相続税の課税強化  
相続税は相続財産から税率がかかるない基礎控除を引いた額に對してかかる基礎控除には現在「5000万円+法定相続人1人当たり1000万円」だが、2015年1月からは「3000万円+法定相続人1人当たり6000万円」に縮小される。相続人が3人だと基礎控除額は3200万円減ることになる。

者市町村の税理士法人か相続税手続書の料金引き下げに重している。15年からの相続増税で、地価の高い東京や大阪など都市部では課税や告の対象者が広がり、税理士への手続き依頼が急増する見通し。だが、費用がわからずの足を踏む人も多い。各法人は財産評価や納税手手続きをセットにした割安プランを設け、顧客取り込みを狙う。基本料金は30万円前後が主流になりつつある。
横浜を中心に個人の税務処理を手掛けるランドマーク税理士法人(横浜市)は、故人の財産が7000万円以下の場合、基本料金を30万円に抑えた相続手続きプランを提供始めた。相続財産の評価と遺産分割協議書の下げる。相続に関する相
作成、納税申告がセットになっている。税理士の相続手続きの料金は、一般に相続財産額の0・5~1%。財産が7000万円なら70万円程度かかることがあるが、水準を大幅に引き下げる。
土地評価額の減額手続をしないと、課税される人向けのプランも広がっている。

# 相続手続を割安に

東京の税理士法人レカ  
シイ（東京・千代田）は、  
納税額ゼロになる人を対  
象に手続き全般を30万円  
で請負負うプランを提供  
する。税理士法人チエス  
ター（東京・千代田）は、  
同様のプランを、現行の

相続税の基礎控除は4割縮小される	
現行	改正後(2015年~)
5000万円	3000万円
1000万円×法定相続人の数	600万円×法定相続人の数
<具体例>	
相続人の数	現行 改正後
3人	8000万円 4800万円
2人	7000万円 4200万円



も30万円からの「納税ゼロプラン」を提供している。来年から、相続財産のうち税がかからない基礎控除の部分が4割縮小される。そのため地価の高い都市部で不動産を受け継ぐ人を中心、「相続税がかかるなり、申告が必要になつたりするケースが急増する」(藤間秋男・TOMAコンサルタンツグループ理事長)。相続税の課税率(死者)に対する課税件数の割合は全国平均で4%程度だが、東京都内では5年以降、30%まで上昇するとの見方もある。相続では、形状などによっては、評価額算出や減額手続きがとりわけ難しく、税理士に頼ることになる。

だが、料金は事務所ごとに分かりづらいとの異なり、サービス内容を一般に分かれ、料金引き下げの動き声があつた。税理士の問題では、料金引き下げの動きは今後も続くとの見方が多い。